

トピックス

- I. インドネシア憲法裁判所における BP Migas の解散決定
(執筆者: 吉本祐介、Vincent Ariesta Lie、監修: 小口光)
- II. マレーシアにおけるプミプトラ出資規制
(執筆者: 久保光太郎、小山晋資)

I. インドネシア憲法裁判所における BP Migas の解散決定

インドネシア憲法裁判所は、2012年11月13日、政府機関である石油・天然ガス上流政策実施機関(Badan Pelaksana Minyak dan Gas、以下「BP Migas」といいます。)の設立及び法的地位等が、国家が天然資源を管理し、国民を最大限繁栄させるために利用することを定めるインドネシア憲法に違反することなどを内容とする決定を下しました。さらに、憲法裁判所は、石油及びガス法(2001年法律第22号)における BP Migas に関する規定が無効であることも判示しています。他方、憲法裁判所は、BP Migas が締結した既存の Cooperation Agreement (Kontrak Kerja Sama)(生産物分与契約も含まれます。)は、すべて当該契約の期間中は有効であることも判示しています。

この憲法裁判所決定は、具体的には①石油及びガス法における BP Migas の設立、BP Migas による監督義務、BP Migas の義務及び役割、BP Migas の法的地位、BP Migas 運営に必要な予算、Pertamina (国営石油会社)から BP Migas への生産物分与契約その他の Cooperation Agreement の譲渡に関する規定を無効とすること、及び②インドネシア政府の適切な大臣(本件の場合、エネルギー及び鉱物相)が本件に関する新規則の公布まで BP Migas の役割を果たすことなどを定めています。

憲法裁判所決定が出された後、インドネシア政府は、BP Migas 解散により空白期間が生じないよう、迅速に対応し、判決当日に石油・天然ガス上流事業活動の義務及び役割の移転に関する大統領令(2012年大統領令第95番)を発出しています。この大統領令では、①BP Migas の役割及び組織は新規則が出されるまでエネルギー及び鉱物省に移転されること、②Cooperation Agreement は契約期間満了まで有効であること、並びに③BP Migas が行っていた石油・天然ガス上流事業活動の処理は、エネルギー及び鉱物省が法令に従って継続することなどが定められています。

エネルギー及び鉱物省も①BP Migas の義務、役割及び組織を暫定石油・天然ガス上流政策規制機関(Satuan Kerja

Sementara Pelaksana Kegiatan Usaha Hulu Minyak dan Gas Bumi - 以下「SKSP Migas」といいます。)に移転すること、②解散した BP Migas の人員はすべて SKSP Migas に移転すること、③BP Migas の人員、予算及び資産など運営活動に関連するすべての事項が SKSP Migas にも適用されること、④BP Migas における肩書きが SKSP Migas でも継続して利用されること、⑤SKSP Migas は、エネルギー及び鉱物省の下部組織であり、同省に対して責任を負うこと、並びに⑥エネルギー及び鉱物省が BP Migas の人員全員に対して SKSP Migas で職務を継続するよう指示することなどを内容とする決定(Decision Number: 3135 K/08/MEM/2012 及び Decision Number: 3136 K/73/MEM/2012)を出しています。

本稿執筆時点においては、Rudi Rubiandi 氏(元エネルギー及び鉱物省副大臣)が SKSP Migas の議長を務めています。

したがって、結局のところ、①既存の生産物分与契約は、契約期間満了まで有効であり、②SKSP Migas が BP Migas に置き換わり、BP Migas の役割すべてを担うこととされたといえます。

但し、実務上は移行がスムーズに進むのか、既存の生産物分与契約については、SKSP Migas が既存の契約における契約延長に関する条項を遵守するかなど運用面において多くの不明確な点が残っていることに注意が必要です。また、憲法裁判所決定は、決定を実施するために新たな法律を制定することを求めており、国会も本件に関する新しい法律を制定する可能性もあることから、今後の進展にも注目していく必要があります。

II. マレーシアにおけるブミプトラ出資規制

1. はじめに: 再注目されるマレーシア

マレーシアは1人当たりGDPが約1万ドルであり「中進国」と呼ばれています。クアラルンプールの中心部では地下鉄や高速鉄道が整備されており、日本と変わらない生活環境です。物価は日本の約3分の1といわれていますが、本年1月から、月給を900RM(約2万7千円)¹とする最低賃金規則が施行されました。そのため、労働集約型の産業は徐々に進出しにくい状況になりつつあります。しかし、その反面、安定した電力供給、整備されたインフラ、さらにはイスラム教国との結びつき等から、近年、マレーシアは再び注目を集めています。

本稿では、マレーシアへの事業進出を検討する際にしばしば問題になるブミプトラ出資規制についてご説明いたします。

2. ブミプトラ出資規制とは

ブミプトラとは、マレー語で「土地の子」を意味し、マレー系民族その他の先住民を指します。マレーシアはマレー系、中華系、インド系等の人々が住む多民族国家であり、ブミプトラはマレーシアの全人口の約65%を占めます。1960年代にブミプトラと中華系との経済格差が問題となり、政府は経済格差の是正や貧困の撲滅等を目的にブミプトラを優遇する政策をとりました。そして、その一環として、各種業法等で、主要産業についてブミプトラの出資を30%以上とする規制を設定しました。この規制は、外資か内資かにかかわらず適用されますが、ブミプトラはすべてマレーシア人であるため、外資規制としても機能しています。もっとも、現在では、ブミプトラの貧困率が低下し、ブミプトラ政策が一定の成果をあげたことを踏まえ、また外国からの投資を容易にするために、ブミプトラ出資規制は緩和される傾向にあります。以下、現時点におけるブミプトラ出資規制の概要をご説明します。

3. ブミプトラ出資規制の概要

(1) 製造業

現在、製造業に関しては、ブミプトラ出資規制は撤廃されており、外国企業は、マレーシアの製造業の会社に対して100%出資することができます。日系企業も電機業界を中心に多くの製造会社が進出しております。

(2) 流通取引サービス業

他方、流通取引サービス業²は、国内取引・協同組合・消費者省(MDTCC³)が制定したガイドラインによって規制されており、いまだに多くの分野においてブミプトラ出資規制が残っています⁴。

ガイドラインによると、まず大型のスーパーマーケットに関しては、ブミプトラによる出資が30%以上必要とされています。また、以下の業種に関しては、外国からの直接投資が禁止されています。

- ・ スーパーマーケット、ミニマーケット(売場面積 3,000 平方メートル未満のもの)
- ・ 小規模な食料品店
- ・ コンビニエンスストア(24 時間営業のもの)
- ・ 新聞販売店、雑貨店
- ・ 薬局(伝統的な薬や乾燥食品を扱うもの)
- ・ ガソリンスタンド
- ・ 常設の生鮮市場や歩道店舗
- ・ 国家戦略的利益に関連する事業
- ・ 生地商店、レストラン(高級店でないもの)、ピストロ、宝石店等

流通取引サービス業者は、新規の投資、店舗の開設・移転・拡張をする場合、事前に MDTCC の承認を取得する必要があります。また、運営面においても、ブミプトラの取締役に任命すること、マネジメント層を含めた従業員にマレーシアの人口構成を反映させること等が求められます。

(3) その他のサービス業

その他のサービス業においても、通達等でブミプトラ出資規制が緩和される傾向にあります。2009 年、コンピュータ関連サービス、健康・社会事業、観光、運送、ビジネスサポート等の 27 種のサービス業についてブミプトラ出資を 30%以上とする規制が撤廃されました。さらに、2012 年には、病院、建設、会計・税務・法務、宅配等 17 種についてもブミプトラ出資規制は撤廃され、新規の外国投資を呼び込んでいます。

4. 実務上の問題

ブミプトラ出資規制やその他の外資規制により 100%外資での事業進出ができない場合、ブミプトラ株主やその他のマレーシア人株主との関係は法律上注意が必要です。この点、ブミプトラやその他のマレーシア人と共同で現地法人を設立したうえで、優先株という形で出資比率以上の配当を受けたり、彼らが保有する株式にコールオプションを設定する例もあるようですが、その有効性は必ずしも明確ではないので注意が必要です⁵。ブミプトラ出資規制やその他の外資規制の残る業種において、現地株主との間で当該株主の権利を制限する契約を締結する場合は、ブミプトラ出資規制その他の外資規制の潜脱と見られないか、現地事情に通じた専門家に相談し、慎重に検討することが必要となります⁶。

¹ 半島マレーシアの場合。東マレーシア(ボルネオ島)に所在するサバ州及びサラワク州の 2 州、並びにラプアンの場合は月給 800RM とされています。

² 流通取引サービス業者には、広く卸売業者、小売業者、フランチャイズ業者、直販業者、仲買人等が含まれます。

³ Ministry of Domestic Trade, Co-operatives & Consumerism

⁴ このガイドラインは法律ではありませんが、ガイドラインに従わない場合、ライセンスの発給や外国人労働者の就労ビザの発給等で不利益を被る可能性があるといわれています。

⁵ なお、事例は異なりますが、法律によりもともと外国人が株主となることができない事業を営む会社において、外国企業が既存株主(ブミプトラ)から株式を買い取ることでできるコールオプションを設定したケースにおいて、裁判所は、目的の違法等を理由にコールオプションの設定契約を無効と判決しています(NORMAN DISNEY & YOUNG v AFFIFI HJ HASSAM [2011]1 CLJ)

⁶ また、関連する論点として、外国から資本提供を受けているマレーシア会社が「外国資本」とみなされるのかという点がしばしば問題になりますが、この点はライセンスを担当する官庁ごとに見解が異なり、様々な事情を考慮して判断されるようです。上記 3.(2)の MDTCC のガイドラインでは、マレーシア国民でない者または外国会社が議決権の 50% 超を保有する場合には「外国資本」とすると定められています。



よしもと ゆうすけ
吉本 祐介 西村あさひ法律事務所
アソシエイト弁護士

2002 年弁護士登録。三井物産株式会社法務部及び米国三井物産株式会社ニューヨーク本店出向後、2012 年ジャカルタの Ali Budiardjo, Nugroho, Reksodiputro 法律事務所出向。インドネシアを中心として、日本企業のアジア進出企業を幅広くサポート。



ヴィンセント
Vincent
アリエスタ リー
Ariesta Lie

Ali Budiardjo, Nugroho,
Reksodiputro 法律事務所
シニア・アソシエイト
(西村あさひ法律事務所へ
出向)

Indonesian Advocates Association 及び Association of Indonesian Legal Consultants 登録。Ali Budiardjo, Nugroho, Reksodiputro 法律事務所(インドネシア最大の法律事務所の一つ)、その他の法律事務所で 10 年以上の実務経験あり。2012 年から 2013 年に掛けて西村あさひ法律事務所に出向。



くぼ こうたろう
久保 光太郎 西村あさひ法律事務所
パートナー弁護士
シンガポール事務所代表

シンガポール事務所代表。5 年以上にわたる海外への出向経験を生かし、現在はアジアのビジネス・ハブとなったシンガポールからインド、インドネシア、マレーシア、タイ等のアジア新興国のビジネス法務に携わる。



こやま しゅんすけ
小山 晋資 西村あさひ法律事務所
アソシエイト弁護士

2008 年弁護士登録。2012 年 1 月シンガポール事務所の開設とともに常駐し、同年 6 月からマレーシアの Zaid Ibrahim & Co., a member of ZICOlaw に出向。主に日系企業のマレーシア及びカンボジア等への新規進出・事業展開を ZICOlaw の現地弁護士とともに支援中。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出及び撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネス及び法律実務を熟知した、実践的な法律サービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

- (東京事務所の連絡先) 〒107-6029 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル(総合受付 28 階)
TEL: 03-5562-8500(代) FAX: 03-5561-9711~9714
E-mail: info@jurists.co.jp URL: http://www.jurists.co.jp/ja/
- (ホーチミン事務所の連絡先) Room 903 Sun Wah Tower, 115 Nguyen Hue, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam
TEL: +84-8-3821-4432 FAX: +84-8-3821-4434
E-mail: info_hcmc@juristsoverseas.com
- (ハノイ事務所の連絡先) Unit V808 Pacific Place, 83B Ly Thuong Kiet, Hoan Kiem Dist., Hanoi, Vietnam
TEL: +84-4-3946-0870 FAX: +84-4-3946-0871
E-mail: info_hanoi@juristsoverseas.com
- (シンガポール事務所の連絡先) 8 Robinson Road, #14-00 ASO Building, Singapore 048544
TEL: +65-6922-7670
E-mail: singapore@juristsoverseas.com